

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	4
告 示	
◎告示(県立都市公園の設置)の一部改正 (公園下水道課)	4
◎告示(県立都市公園内の車両の交通制限)の一部改正 (")	4
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (港湾課)	5
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	6
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	6

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第48号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。
別表第1の3の(4)の項及び3の(5)の項を次のように改める。

(4) 週 休日の 振替等 及び休 日の代 休日の 指定に 関する こと。	ア 理事、部局 長及び産業連 携推進官に係 るもの				○					
	イ 副部長等、 第3条の3の 表の左欄に掲 げる職(理事 を除く。)に ある者及び医 監に係るもの					○				
	ウ 課長、第3 条の2の表の 左欄に掲げる 職にある者及 び課長補佐等 に係るもの						○			
	エ 所属職員に 係るもの							○		
(5) 職員の休憩時間の短 縮及び育児又は介護を行 う職員の早出遅出勤務に 関すること。										この事項の決 裁は、(4)に 定めるところ による。

別表第1の3の(8)の項を次のように改める。

(8) 休 暇に関 するこ と。	ア 理事、部局 長及び産業連 携推進官に係 る6日以上のも の					○				
---------------------------	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

イ 理事、部長及び産業連携推進官に係る6日未満のもの			○				
ウ 副部長等、第3条の3の表の左欄に掲げる職(理事を除く。)にある者及び医監に係るもの			○				
エ 課長、第3条の2の表の左欄に掲げる職にある者及び課長補佐等に係るもの				○			
オ 所属職員に係るもの					○		

別表第1の3の(10)のアの(エ)の項中「課長」を「課長、第3条の2の表の左欄に掲げる職にある者及び課長補佐等」に改め、同表備考3中「及び参事」を「、参事及び医監」に改め、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 企画監、危機管理指導監及び地震防災指導監に係る3の(4)、(5)、(7)、(8)及び(10)の事項に係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「課長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

別表第2の11の項及び12の項を次のように改める。

11 職員の週休日の振替等及び休日の代休日の指定に関する こと。	○		1 所長及び次長等に係るもの以外のものについては、次長等が専決する。 2 次長等に係るものについては、次長等(職員の給与の
-------------------------------------	---	--	--

				支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)第5条第1項の管理職手当(以下この表において「管理職手当」という。)を支給する職を占める職員に限る。)が専決する。
12 職員の休憩時間の短縮及び育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関すること。	○		1 所長及び次長等に係るもの以外のものについては、次長等が専決する。 2 次長等に係るものについては、次長等(管理職手当を支給する職を占める職員に限る。)が専決する。	

別表第2の14の項及び15の項を次のように改める。

14 管理職員特別勤務手当実績簿の確認に関すること。	○		次長等(管理職手当を支給する職を占める職員に限る。)に係るものについて
----------------------------	---	--	-------------------------------------

			は、当該次長等が専決する。
15 職員の休暇に関すること。	○		1 所長及び次長等に係るもの以外のものについては、次長等が専決する。 2 次長等に係るものについては、次長等（管理職手当を支給する職を占める職員に限る。）が専決する。

別表第2の17の項を次のように改める。

17 職員及び講師、調査員、参考人、証人等の内国旅行命令（変更命令を含む。）及び復命の受理に関すること。	○		1 所長及び次長等に係るもの以外のものについては、次長等が専決する。 2 次長等に係るものについては、次長等（管理職手当を支給する職を占める職員に限る。）が専決する。 3 旅費の調整を要する場合は、行政管理課長に合議する
--	---	--	--

										(別に指定するものに限る。)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------

別表第2備考18ア中「係るものは」を「係るものにあつては」に改め、同備考イ中「規定する」を「掲げる」に、「係るものは」を「係るものにあつては」に改め、「それぞれ」を削り、「永国寺校舎」を「高知女子大学永国寺校舎」に、「池校舎」を「高知女子大学池校舎」に改め、同表備考19中「事務局長が」を「事務局次長が」に、「高知女子大学の池校舎」を「事務局次長及び池事務室長に係るものにあつては事務局長が、高知女子大学池校舎」に、「係るものについては、」を「係るものにあつては」に改め、同表備考20中「係るものは」を「係るものにあつては、」に改め、同表備考23中「係るものは」を「係るものにあつては」に改め、同表備考24中「係るものは」を「係るものにあつては、」に改める。

別表第3の1の(3)の表6の項を次のように改める。

6 高知県公益認定等審議会等審議会条例（平成20年高知県条例第2号）及び高知県公益認定等審議会条例施行規則（平成20年高知県規則第18号）に関する事務	高知県公益認定等審議会の庶務の総括に関すること。						○					法人を所管する課の職員に係る高知県公益認定等審議会の書記の任命については、法務課長に合議して、当該課長が専決する。
---	--------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の処理については、なお従前の例による。

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第49号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「3分の2から10分の8.5まで」を「10分の7から10分の9まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県契約規則第17条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行う工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合について適用し、同日前に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行った工事又は製造の請負の契約の締結については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第373号

昭和58年10月高知県告示第660号(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正する。

平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

3中「四万十市鍋島字飛渡り」を「四万十市鍋島字日和山の全部並びに字飛渡り」に改め、「字日和山」を削り、「及び字蛇カ谷」を「字蛇カ谷及び字大駄馬」に改める。

4中「79.63ヘクタール」を「81.27ヘクタール」に改める。

高知県告示第374号

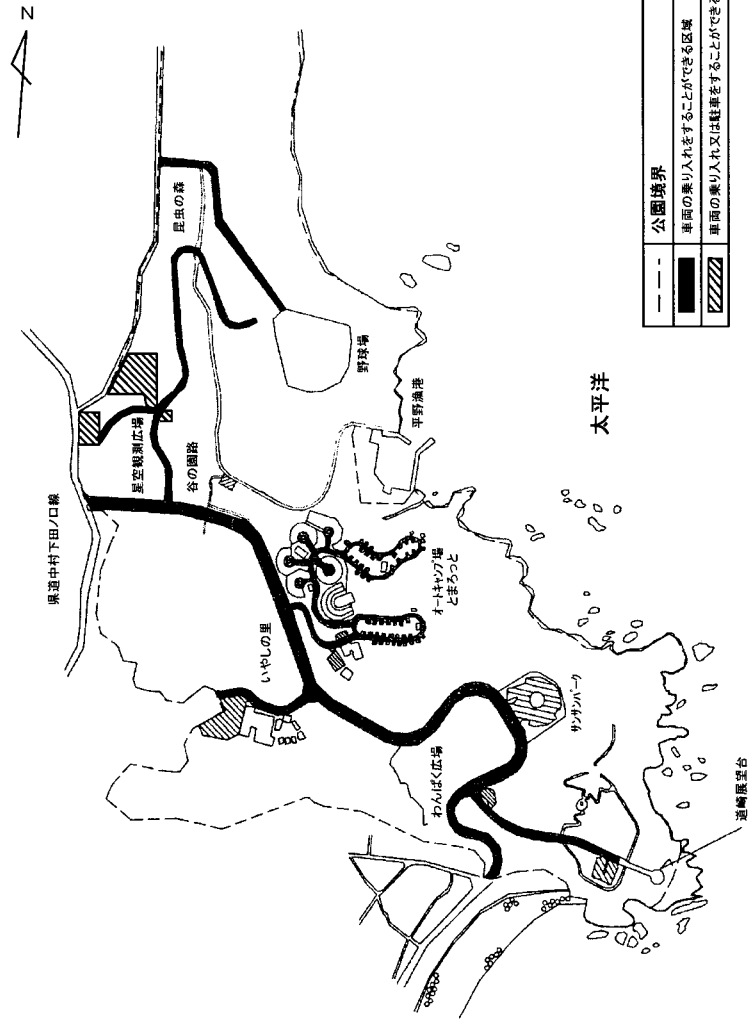
昭和58年10月高知県告示第661号(県立都市公園内の車両の交通制限)の一部を次のように改正する。

平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

別図7を次のように改める。

別図7



高知県告示第375号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、黒潮町役場に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成21年4月28日

上川口港港湾管理者 高知県

代表者 高知県知事 尾崎 正直

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称

幡多郡黒潮町入野2019番地1

黒潮町（黒潮町長 下村 正直）

2 埋立区域

(1) 位置

幡多郡黒潮町上川口字西原屋敷781番口及び字船倉784番口地先の公有水面

(2) 区域

次の1の地点と2の地点とを結ぶ平成12年9月12日付け高知県指令12港第194号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DLプラス2.05メートルにより決定）、2の地点から7の地点までを順次に直線で結んだ線、7の地点と434の地点とを直線で結んだ線、434の地点から431の地点までを順次に直線で結んだ線、431の地点と8の地点とを直線で結んだ線、8の地点から10の地点までを順次に直線で結んだ線、10の地点と423の地点とを直線で結んだ線、423の地点から410の地点までを順次に直線で結んだ線、410の地点と11の地点とを直線で結んだ線、11の地点と409の地点とを直線で結んだ線、409の地点から401の地点までを順次に直線で結んだ線、401の地点と12の地点とを直線で結んだ線、12の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点から17の地点までを順次に結ぶ平成18年の秋分の日満潮位（DLプラス2.30メートル）における公有水面と防波堤（I）との境界線、17の地点と151の地点とを結ぶ平成18年の秋分の日満潮位（DLプラス2.30メートル）における公有水面と陸地との境界線及び151の地点と1の地点とを結ぶ平成12年9月12日付け高知県指令12港第194号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DLプラス2.05メートルにより決定）により囲まれた区域

1の地点 上川口灯台（北緯33度02分12秒・東経133度03分39秒）から303度59分18秒492.729メートルの地点

2の地点 1の地点から164度07分14秒7.269メートルの地点

3の地点 2の地点から274度59分55秒12.613メートルの地点

4の地点 3の地点から192度07分17秒1.648メートルの地点

5の地点 4の地点から274度56分06秒0.500メートルの地点

6の地点 5の地点から4度59分55秒5.750メートルの地点

7の地点 6の地点から275度00分36秒4.500メートルの地点

434の地点 7の地点から275度04分17秒0.928メートルの地点

433の地点 434の地点から268度01分53秒2.503メートルの地点

432の地点 433の地点から260度02分14秒2.503メートルの地点

431の地点 432の地点から251度59分57秒2.505メートルの地点

8の地点 431の地点から243度25分29秒2.501メートルの地点

9の地点 8の地点から248度31分48秒20.223メートルの地点

10の地点 9の地点から240度00分01秒30.000メートルの地点

423の地点 10の地点から240度54分29秒2.079メートルの地点

422の地点 423の地点から244度52分41秒3.001メートルの地点

421の地点 422の地点から248度57分01秒3.001メートルの地点

420の地点 421の地点から253度01分55秒3.002メートルの地点

419の地点 420の地点から257度07分01秒3.001メートルの地点

418の地点 419の地点から261度12分11秒3.001メートルの地点

417の地点 418の地点から265度17分53秒3.001メートルの地点

416の地点 417の地点から269度22分13秒3.002メートルの地点

415の地点 416の地点から273度27分30秒3.000メートルの地点

414の地点 415の地点から277度32分30秒3.002メートルの地点

413の地点 414の地点から281度37分55秒3.001メートルの地点

412の地点 413の地点から285度41分37秒3.002メートル

の地点

411の地点 412の地点から289度47分15秒3.001メートルの地点

410の地点 411の地点から293度52分59秒3.001メートルの地点

11の地点 410の地点から298度18分26秒3.001メートルの地点

409の地点 11の地点から295度27分00秒3.884メートルの地点

408の地点 409の地点から285度04分35秒3.006メートルの地点

407の地点 408の地点から277度00分42秒3.006メートルの地点

406の地点 407の地点から268度46分49秒3.007メートルの地点

405の地点 406の地点から260度32分38秒3.007メートルの地点

404の地点 405の地点から252度18分01秒3.006メートルの地点

403の地点 404の地点から244度04分58秒3.006メートルの地点

402の地点 403の地点から235度50分41秒3.007メートルの地点

401の地点 402の地点から227度37分44秒3.006メートルの地点

12の地点 401の地点から218度31分33秒3.004メートルの地点

13の地点 12の地点から210度36分34秒10.735メートルの地点

14の地点 13の地点から277度35分35秒2.399メートルの地点

15の地点 14の地点から289度22分08秒2.949メートルの地点

16の地点 15の地点から30度36分44秒100.930メートルの地点

17の地点 16の地点から30度42分35秒2.300メートルの地点

151の地点 17の地点から90度20分18秒84.336メートルの地点

(3) 面積

8,086.16平方メートル

3 埋立地の用途

緑地及び護岸敷地

4 埋立免許年月日及び埋立免許番号

平成19年12月12日

高知県指令19高港湾第367号
5 しゅん功認可年月日
平成21年4月21日

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月28日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第11号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「3分の2から10分の8.5まで」を「10分の7から10分の9まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の高知県公営企業局契約規程第9条の2第1項第1号の規定は、この規程の施行の日以後に入札の公告又は入札参加者の指名に係る通知を行う工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合について適用し、同日前に入札の公告又は入札参加者の指名に係る通知を行った工事又は製造の請負の契約の締結については、なお従前の例による。



高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月28日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第12号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(12)の項中「育児休業」を「育児休業、育児短時間勤務」に改め、同表の3の(24)のアの(イ)の項中「及び企画監」を「、企画監、課長補佐、専門企画員及び副参事」に改め、同表の8の項中「及び交付金」を「、交付金及び補給金」に、「以下同じ」を「以下この項において同じ」に改める。

別表第2の12の項中「所長に係るもの以外のものについては、次長が専決する。」を「〃」に改める。

別表第3備考中「所長」を「院長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に決裁を受ける処理の途中にある事務の処理の手続については、なお従前の例による。